

3. 震災時の学校災害対策本部の組織、各班の任務

(1) 巨大地震が発生した場合の学校の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

震度5(弱)以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員・生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、学校長は、「東海地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編制に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編制を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

(1) 校長は、生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。

(2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。
また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから、弾力的に編成する。

(3) 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。

また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。

(4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として指定されている学校はもとより、指定されていない学校であっても、避難者が来ることも想定して準備しておく。

(5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが、震災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定されるが、特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。

(6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

☆地域防災拠点運営委員会においても、校長は委員を兼ねている。

また、地域防災拠点運営委員会には、「学校再開準備班」があり、震災時には教職員も代表者が参加することになっている。

(参照 別冊「地域防災拠点運営委員会」)

学校災害対策本部（班編成）

本部長（校長）	
総括本部 校長 副校長 防災・安全係（吉田）	<ul style="list-style-type: none"> ○校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○被害の状況等に応じて、第2次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○非常持ちだし書類等を搬出 ○報道関係等の対応
避難誘導・安否確認班 ・授業中は授業担当 ・休み時間は学級担任 ・学年主任 ・生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、生徒の安全確保、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第1次避難場所への避難誘導を行う。 ○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒・教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。
消火・安全点検班 ・副担 ・技能吏員 ・第1発見者	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第2次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・救急医療班 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。
搬出 副校長 事務職 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ○重要書類の搬出・搬出物の保管をする。 ○搬出援助の要請をする。

[時点・状況の変化により適宜編成]

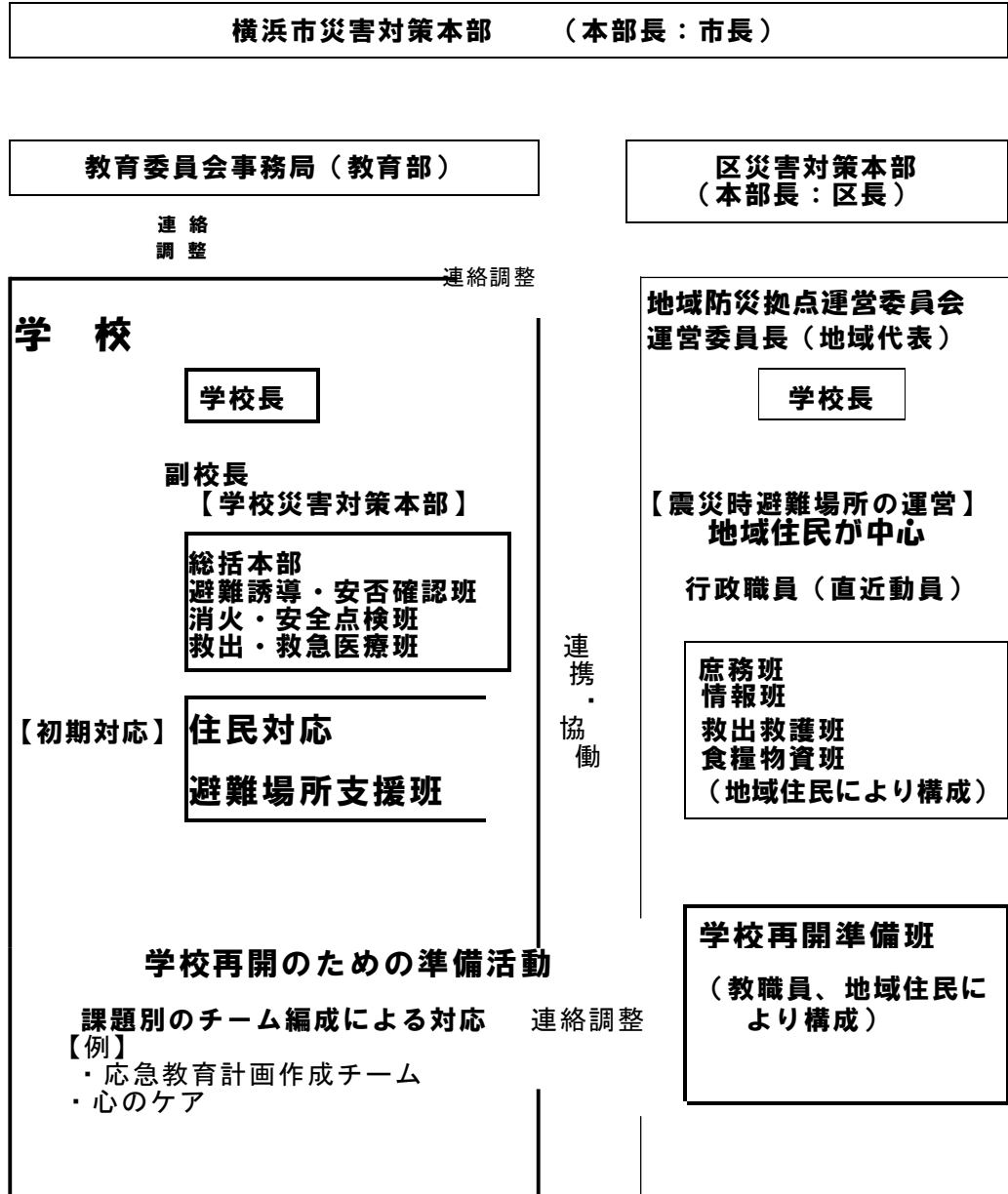
住民対応・避難場所支援班 副校長・専任	<ul style="list-style-type: none"> ○学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。
-------------------------------	---

2 学校と地域防災拠点、教委事務局、区本部との関係

学校は、震災時には、地域防災拠点運営委員会の構成メンバーともなるが、両者が連携・協働して、災害対応にあたる。教育委員会事務局、区災害対策本部との主な連絡調整の項目内容は次のとおり。

(1) 学校と教育委員会事務局とは、主に①生徒・教職員の安否確認、②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策、③応急教育施設の対策、④教材・学用品等の調達、⑤応急教育計画、⑥心のケア、⑦その他学校教育の再開に関する事など、学校教育に関する全般事項について、連絡調整を行う。

(2) 学校と区災害対策本部とは、①被害情報等の連絡、②避難場所の開設・運営支援に関する事、③避難場所の安全確保など、災害緊急対応・避難者対応に関する事項について、連絡調整を行う。



地域防災拠点運営委員会における役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配付、避難場所での相互扶助など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

3 巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生	学校	総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話
		避難誘導・ 安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○生徒・教職員の安否確認 ○行方不明者の捜索 ○保護者への生徒引き渡し ○保護者の迎えがない生徒の保護 ・ゆれがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の生徒・教職員を総括本部に報告 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引き渡し クラスの出席簿、生徒引き渡しカード 集合場所のクラス配置図
		消火・ 安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト
		救出・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出 ・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック

保護者への引渡し		住民対応・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク トランシーバー、担架、毛布、かなてこ ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後	学校	住民対応・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
3日後	学校	教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の安全点検 ○生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日後以降	学校	教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○生徒の転出入事務
7日目まで	運営委員会	学校再開準備班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

4 教育委員会事務局への報告

各学校は、地震時には、教育委員会事務局に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告すること。

- (1) 第1次報告 「地震発生時における被害状況等の報告」（資料P32）
地震発生後早期に報告
- (2) 第2次報告 「大震災による被害状況詳細報告」（資料P33）
大震災後4～7日程度経過後が目安
- (3) 第3次報告 「学校教育活動再開見通し報告」（資料P34）
状況把握でき次第